# 令和4年度第3回庁議 次 第

日時:令和4年6月6日(月)

9:30~10:00

場所:6階第1・第2特別会議室

## 付議事項

- 1 審議事項
  - (1) 令和4年第3回沖縄県議会(6月定例会) 提出予定議案について

#### 【資料】

資料 1 令和 4 年第 3 回沖縄県議会 (6 月定例会)提出予定議案一覧表等

資料2 令和4年第3回沖縄県議会(6月定例会)乙号議案説明資料

資料3 令和4年度一般会計補正予算(第1号)(案)説明資料

# 令和4年第3回沖縄県議会

(6月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

## 令和4年第3回沖縄県議会(6月定例会)

(部局別)

区分		議	案 区	分			
部局	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	合 計 (件)	備考
知事公室						0	
総務部	1 (1)	4 (1)	1	5		11 (2)	
企画部		1				1	
環境部						0	
子ども生活福祉部		2				2	
保健医療部						0	
農林水産部		1	1			2	
商工労働部						0	
文化観光 スポーツ部						0	
土木建築部		1	1			2	
企業局						0	
病院事業局		1	1			2	
教育庁			2			2	
公安委員会		1				1	
合 計	1 (1)	11 (1)	6	5	0	23 (2)	

<sup>※ ( )</sup>内は先議案件であり、内数。

## 令和4年第3回沖縄県議会(6月定例会)

		提出予定議案一覧表		
番号	区分	議案名	部 局	備考
甲 1	予算	令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)	総務部	先議
乙 1	条例	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	総務部	先議
乙 2	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	
Z 3	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	
Z 4	宋例	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を 改正する条例	総務部	
乙 5	条例	沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例	企画部	
乙 6	条例	沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	子ども生活 福祉部	
Z 7	条例	沖縄県犯罪被害者等支援条例	子ども生活 福祉部	
Z 8	条例	沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例	農林水産部	
乙 9	条例	沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	土木建築部	
乙 10	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例	病院事業局	
乙 11	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	
乙 12	議決	財産の取得について	農林水産部	
乙 13	議決	財産の取得について	教育庁	
乙 14	議決	訴えの提起について	土木建築部	
乙 15	議決	車両損傷事故に関する和解等について	総務部	
乙 16	議決	車両損傷事故に関する和解等について	教育庁	
乙 17	議決	損害賠償の額の決定について	病院事業局	
乙 18	同意	沖縄県人事委員会委員の選任について	総務部	
乙 19	同意	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	総務部	
乙 20	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	

	提出予定議案一覧表						
番号	区分	議案名	部局	備考			
乙 21	乙 21 同意 沖縄県教育委員会委員の任命について 総務部						
乙 22	乙 22 同意 沖縄県公害審査会委員の任命について 総務部						

資料 2

# 令和4年第3回沖縄県議会

(6月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

## 令和4年第3回沖縄県議会(6月定例会)

			提出予定議案一覧表		
番	号	区分	議案名	部局	頁
Z	1	条例	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	総務部	1
Z	2	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	2
Z	3	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	3
Z	4	条例	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正す る条例	総務部	4
Z	5	条例	沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	企画部	5
Z	6	条例	沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	子ども生活 福祉部	6
Z	7	条例	沖縄県犯罪被害者等支援条例	子ども生活 福祉部	7
Z	8	条例	沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例	農林水産部	8
Z	9	条例	沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	9
Z	10	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	10
Z	11	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	11
Z	12	議決	財産の取得について	農林水産部	12
Z	13	議決	財産の取得について	教育庁	13
Z	14	議決	訴えの提起について	土木建築部	14
Z	15	議決	車両損傷事故に関する和解等について	総務部	15
Z	16	議決	車両損傷事故に関する和解等について	教育庁	16
Z	17	議決	損害賠償の額の決定について	病院事業局	17
Z	18	同意	沖縄県人事委員会委員の選任について	総務部	18
Z	19	同意	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	総務部	19
Z	20	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	20
Z	21	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	21
Z	22	同意	沖縄県公害審査会委員の任命について	総務部	22

【総務部】

#### 【議案名】

乙第1号議案 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

#### 【議案提出の理由】

令和3年度の国庫支出金の請求に係る事務処理手続の誤認等が重ねて発生したことにより公務に対する県民の信頼を損ねたことに鑑み、令和4年7月1日から同年9月29日までの間において、知事及び副知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要がある。

#### 【議案の概要及び説明】

- 1 減額支給措置期間 令和4年7月1日~令和4年9月29日
- 2 減額割合
  - (1) 知事 給料月額の15%
  - (2) 副知事 給料月額の10%
- 3 施行期日 令和4年7月1日

【総務部】

#### 【議案名】

乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る 手数料等の徴収根拠を定める必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 法改正に伴う手数料の新設
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### 【説明】

法改正に伴う手数料の新設

手数料の名称	内容
長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 等	現行の認定制度は、建築行為を前提とし建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるが、法改正により優良な既存住宅について増改築行為がなくても維持保全計画のみで認定できる仕組みが創設されることから、当該認定申請手数料等の徴収根拠を定める。

【総務部】

#### 【議案名】

乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

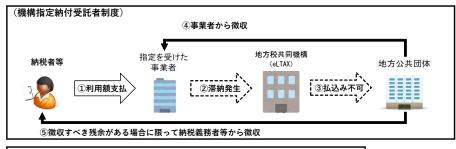
地方税法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得後60日以内に登記の申請を した者について不動産取得税に係る申告書の提出を要しないこととするほか、個人 住民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等の必要がある。

#### 【議案の概要】

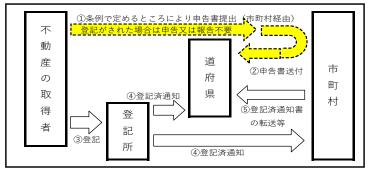
- 1 地方税共同機構が指定した機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収できないこととする措置を講ずる。
- 2 不動産を取得した者は、当該取得について、当該不動産を取得した日から60 日以内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請 をした場合は、不動産取得税に係る県に対する申告書の提出を要しないことと する等の措置を講ずる。
- 3 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度分の個人の県民 税及び居住年が令和7年であるものまで延長する措置を講ずる。
- 4 その他所要の改正を行う。
- 5 この条例は、4については一部を除き公布の日、3については令和5年1月 1日、1及び2については令和5年4月1日、4の一部については令和6年1月 1日から施行する。
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

#### 【説明】議案の概要1及び2に係るイメージ

(概要1)



(概要2)



【総務部】

#### 【議案名】

乙第4号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域の区域内等における県税の課税 免除及び不均一課税の措置に関する規定を整備する等の必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 沖縄振興特別措置法の一部改正に伴い、用語の規定を整理する。
- 2 観光地形成促進地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、関係法令の一部改正に伴い規定を整備するとともに、その期限を3年延長する。
- 3 離島の地域における事業税等に係る課税免除の適用について、対象業種、対象施設及び取得価格の一部を見直し、その期限を3年延長する。
- 4 地方活力向上地域における事業税等に係る課税免除及び不均一課税の適用について、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を1年延長し、課税免除の適用期限を2年延長する。
- 5 その他所要の改正を行う。
- 6 この条例は、公布の日から施行する。
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

#### 【説明】

	地域等	課税免除対象税目			R4 F	R5 R6 F	R7
関係法律		事業税	不動産 取得税	固定 資産税	3.31 3.	31 3.31 3	31
	観光地形成促進地域	•	•	•			3年延長
	情報通信産業振興地域	•	•	•			3年延長
沖縄振興特別措置法	産業イノベーション促進地域	•	•	•			3年延長
<b>冲</b> 稱旅 <del>與</del> 付別相直法	国際物流拠点産業集積地域	•	•	•			3年延長
	経済金融活性化特別地区	•	•	•			3年延長
	離島の地域	•	•				3年延長
地域再生法	地方活力向上地域	•	•	•			2年延長

【企画部】

#### 【議案名】

乙第5号議案 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

公職選挙法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げる必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げる。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

#### 【説明】

- 1 公職選挙法施行令に規定する選挙運動の公費負担の限度額については、人件費、物価の変動等を考慮し、3年に一度見直しを行うことが例とされている。
- 2 最近における物価の変動等に鑑み、令和4年4月に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられた。
- 3 地方選挙における選挙運動に係る公費負担については、公職選挙法の規定により、国政選挙における選挙運動に係る公費負担に準じて行うこととされていることから、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動についても、公費負担の限度額を引き上げる必要がある。

#### 選挙運動費用の公費負担限度額の改正

種類		区分	改正単価	現行単価
自動	自動車借	入	16,100円	15,800円
車	燃料費		7,700円 7,560円	
Ľ	50,000枚以下の場合 一枚当たり 50,000枚を超える場合 一枚当たり		7円73銭	7円51銭
ラ			5円18銭	5円02銭
ポ	印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500以下の場合 一枚当たり	541円31銭	525円06銭
スタ	トリ・刷 頂	選挙区のポスター掲示場の数が 500を超える場合 一枚当たり	28円35銭	27円50銭
	企画費		316,250円	310,500円

【子ども生活福祉部】

#### 【議案名】

乙第6号議案 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

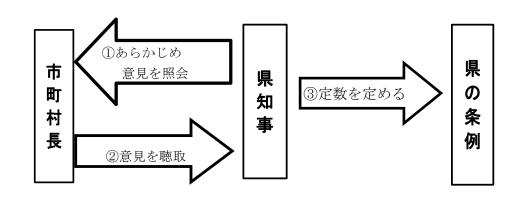
市町村長から聴取した意見を踏まえ、市町村の実情に応じた民生委員の定数とする必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 令和4年12月1日の民生委員の一斉改選を行うに当たって、現行の定数について市町村から意見を聴取したところ、浦添市、宮古島市、大宜味村及び渡嘉敷村から定数変更の意見があったことから、これらの区域に置かれる民生委員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

#### 【説明】

○民生委員の定数決定の仕組み



#### ○定数の新旧対照表

市町村名	現行定数	改正案	増減数
浦添市	133	141	8
宮古島市	124	130	6
大宜味村	18	19	1
渡嘉敷村	3	4	1
合計			16

【子ども生活福祉部】

#### 【議案名】

乙第7号議案 沖縄県犯罪被害者等支援条例

#### 【議案提出の理由】

犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関し、基本理念等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援計画等について調査審議を行う附属機関を設置する必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 犯罪被害者等支援に関し、基本理念、県の責務等を明らかにし、県が講ずる施策の基本的な事項を定める。
- 2 犯罪被害者等支援計画等について調査審議を行う附属機関を設置する。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。
- 4 この条例の施行に伴い、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例の一部を改正 する。

#### 【説明】

#### 犯罪被害者等支援条例が必要となる背景及び条例の概要

#### <法律・条例の制定、支援の取組>

- ○平成15年制定「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」
  - ・当条例の一部に犯罪被害者等施策を規定
  - ・条例に基づく「犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定し施策を実施
- 〇平成16年制定「犯罪被害者等基本法」
  - 【目的】犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。 (第1条)

【地方公共団体の責務】地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を

\_ 策定し、及び実施する責務を有する。(第5条)

【国の基本計画のポイント】

第  $1 \sim 2$  次計画(H17 $\sim$ H27年度):総合的対応窓口の設置等第  $3 \sim 4$  次計画(H28 $\sim$ R 7 年度):中長期的な生活支援

「権利」を求めた時代⇒「ニーズ」を満たす時代へ

#### <課題>

- ○国から地方公共団体における取組の強化が求められている。
- ○県内被害者団体や関係機関・団体から、支援充実を図るため、 条例制定の要望がある。
- ○充実した支援を行うためには、支援関係者、県民及び事業者の県全体で取り組む必要がある。
- ○県内の状況に応じた施策を策定する必要がある。
- ○施策を総合的・計画的に実施する必要がある。

#### <本県における必要な取組>

- ○目的、定義、基本理念、各主体の責務を明確化(1~7条)
- ○施策の基本方針の明示(8条)
- ○総合的・計画的な施策の推進を図るための計画の策定(9条)
- ○県民意見の反映及び審議会による調査審議(9条、10条)
- ○財政上の措置及び市町村への協力(11条、12条)

#### <期待される効果>

- ○連携協力の強化
- ○県民・事業者
- の理解増進 ○効果的な支援

型 犯罪被害者等が 受けた被害の 回復・軽減 誰もが安心して 暮らすこと ができる 社会の実現

#### 「沖縄県犯罪被害者等支援条例」の運営イメージ ◆県が県内の状況に応じた施策を実施するための仕組みを構築◆ 県民等の意見の反映、沖縄県犯罪被害者等支援審議会の調査審議 沖縄県犯罪被害者等支援審議会(10条) ○調査審議を目的とした合議制の機関(附属機関) ○委員:知事が任命する民間支援団体職員、犯罪被害 等支援に関する有識者等。8人以内。 ○所掌事務:①計画策定・変更、②犯罪被害者等支援に 関する重要事項(実施の検証評価等)の調査審議 签 由 4)実施 5検証 状況 評価 広く県民等の意見 報告 2計画 ①意見 の公表 の反映 犯罪被害者等支援に関する計画(9条) ○施策の総合的かつ計画的な推進を図る ○基本方針 (第8条) を踏まえて実施する施策 (3) 施策の実施 沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議 ○構成:知事部局、県警、教育庁、病院事業局 ○相互の情報共有・連携による施策の総合的・効果的な推進 適宜連携 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会 ○構成:国、県警、県、市町村、関係機関・団体

○相互協力・緊密な連携による支援活動の効果的な推進

【農林水産部】

#### 【議案名】

乙第8号議案 沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

糸満漁港の区域内に高度衛生管理型荷さばき所を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 高度衛生管理型荷さばき所の使用料の徴収根拠を定める。
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### 【説明】

名 称:高度衛生管理型荷捌施設

敷地場所:沖縄県糸満市西崎町1丁目(糸満漁港地内)

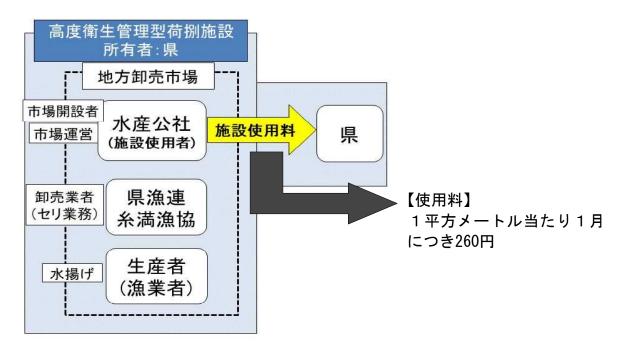
延床面積:6646,39 m<sup>2</sup>

構造種別・規模:鉄骨造2階建て

主用途:卸売市場(荷捌施設)10月開設予定 陳列・販売、荷捌きスペース:4536.25 ㎡

冷蔵保管庫: 137.06 m² 卸売詰所: 17.88 m² 廃棄物置場: 36.00 m²





【土木建築部】

#### 【議案名】

乙第9号議案 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

#### 【議案提出の理由】

沖縄県樋川立体駐車場の管理を指定管理者に行わせる必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 駐車場の管理及び指定管理者の業務について定める。
- 2 指定管理者の指定の手続について定める。
- 3 供用時間について定める。
- 4 利用料金に係る規定を整備する。
- 5 事業報告書の提出について定める。
- 6 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、指定管理者の指定等 の準備行為は、公布の日から行うことができることとする。

#### 【説明】

# 沖縄県樋川立体駐車場 概要説明 地上4階 計311台 約6,150㎡ 約2,600㎡ 鉄骨造 | 股置箇所 | 股置箇所 | 選載 330号 | 選載 330号 | 選載 330号 |

□建物規模:地上4階

□駐車台数:計311台

□延床面積:約6,150㎡

□敷地面積:約2,600㎡

□構 造:鉄骨造

□供用開始:令和2年5月

→現在、業務委託による管理運営を実施中。 令和5年度から<u>指定管理者制度へ移行する</u>。



【病院事業局】

#### 【議案名】

乙第10号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の理由】

紹介状なしで受診した患者等から徴収する初診加算料等の額について、厚生労働大臣が定める額が改められたことに伴い、当該初診加算料等の額を改める必要がある。

#### 【議案の概要】

- 1 沖縄県病院事業においても、紹介状なしで受診した患者の初診加算料の額及 び他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料の額を 以下のように改める。
  - (1) 紹介がなく来院した患者の初診加算料 1件につき 5,090円 → 7,000円(紹介がある場合は、初診加算料なし)
  - (2) 他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料 1件につき 2,540円 → 3,000円
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### 【説明】

対象(一般病床200床以上の地域医療支援病院)

北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院

ケース) 紹介状無しで地域医療支援病院である県立病院を初診外来受診し、10,000円の保険診療を受けた場合 総額 15,090円 15,000円 初診加算料の増額 +1,910円 5,090円 患者負担 串老負扣 計<u>9,400円</u> 7,000円 計8,090円 3.000-(2.000\*0.3)=2.400 保険給付範囲 10.000円 保険給付 5,600円 保険給付範囲 7,000-(2,000\*0.7)=5,600 8.000円 (2,000円減) 保険給付範囲から 200点 (2,000円) 控除 (変更前) (変更後) 10,000-2,000=8,000 ~R4.9.30 R4.10.1~

【公安委員会】

#### 【議案名】

乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

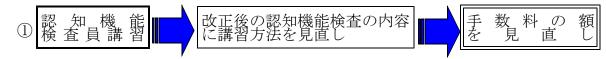
#### 【議案提出の理由】

道路交通法施行規則の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査員講習手数料の額を改めるほか、県外に住所を有する者等を対象とする特定任意高齢者講習に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

#### 【議案の概要】

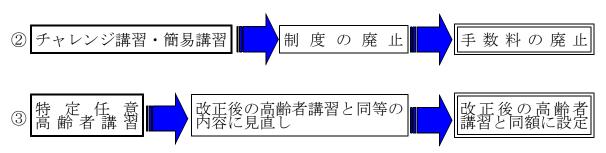
- 1 認知機能検査員講習手数料の額を改める。
- 2 チャレンジ講習手数料等を廃止するとともに、特定任意高齢者講習に係る手数料の徴収根拠を定める。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

#### 【説明】



認知機能検査員となる者が認知機能検査の実施に必要な技能及び知識を習得する ための講習を受けるための手数料額の見直し。

(現行) 1,400円→(改正後) 1,450円



新型コロナ感染症等により居住自治体で高齢者講習を受けることができない者が 沖縄県内で受講できるようにする。

【農林水産部】

#### 【議案名】

乙第12号議案 財産の取得について (沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船)

#### 【議案提出の理由】

糸満漁港に配備する沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船の取得については、 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

#### 【議案の概要】

- 1 品 名 沖縄県水産海洋技術センター漁業調査船
- 2 数 量 1 隻
- 3 契約金額1,793,000,000円
- 4 契約の相手方 長崎県佐世保市干尽町6番地の3 前畑造船株式会社 代表取締役 北村與志郎

#### 【説明】

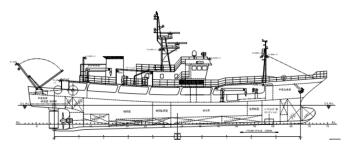
1 現調査船(図南丸)が建造から27年目となり老朽化が進んでいることから、安全な調査・研究環境を確保するため代船を調達(建造)するものである。

#### 2 主な仕様

	現船	代船
総トン数	176トン	199トン
全長	41.43 m	44.3m
幅	7.00m	7.60m
最大搭載人員	20名	20名



現 船



代船

- 12 -

【教育庁】

#### 【議案名】

乙第13号議案 財産の取得について(指導者用コンピュータ)

#### 【議案提出の理由】

県立学校に整備する指導者用コンピュータの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

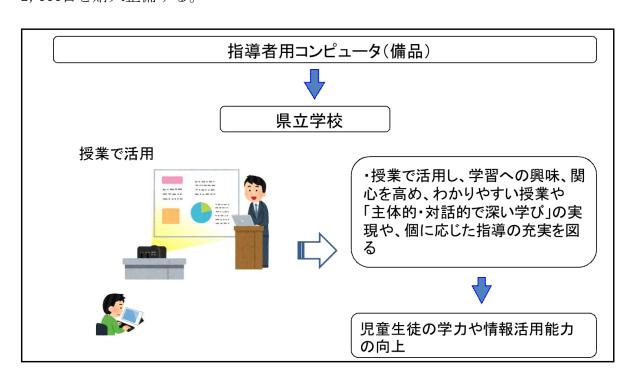
#### 【議案の概要】

- 1 品 名 指導者用コンピュータ
- 2 数 量 2,444台
- 3 契約金額 94,039,000円
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号

西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 古江健太郎

#### 【説明】

各教科の指導等におけるICT機器の活用を推進するため、指導者用コンピュータ 2,444台を購入整備する。



【土木建築部】

#### 【議案名】

乙第14号議案 訴えの提起について

#### 【議案提出の理由】

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

#### 【議案の概要】

県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、訴えを次のように提起することについて、議会の議決を求めるものである。

#### 【説明】

- 1 被告 長期滯納者3人、迷惑行為者1人(合計4人、事件数4件)
- 2 請求の趣旨として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。
  - (1) 入居している県営住宅を明け渡せ。
  - (2) 未納の家賃及び損害賠償金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 訴訟遂行の方針として必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

【総務部】

#### 【議案名】

乙第15号議案 車両損傷事故に関する和解等について

#### 【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治 法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

#### 【議案の概要】

- 1 事 故 名 市道崎山松川線に隣接する県有地に自生する樹木の枝が落 下したことによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年12月17日
- 3 事故発生場所 那覇市首里金城町4丁目52番地1島袋方先市道崎山松川線
- 4 損害賠償額 247,927円

#### 【説明】

- 1 事故の経緯・概要等
  - (1) 令和3年12月17日午後0時45分頃、那覇市首里金城町4丁目52番地1島袋方先市道崎山松川線上において、県が管理する普通財産である県有地に自生する樹木から枝が落下し、付近を走行していた相手方の車両のフロントガラス及び屋根を損傷させた。
  - (2) 県は、本件事故について、県有地の樹木の支持(維持及び管理)に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の賠償金の額として、総額247,927円を車両の所有者に支払うことを内容とする和解をする必要がある。

#### 2 写真

(1) 現場の状況(事故当時)



#### (2) 本件車両の損傷状況



【教育庁】

#### 【議案名】

乙第16号議案 車両損傷事故に関する和解等について

#### 【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治 法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

#### 【議案の概要】

- 1 事 故 名 県立那覇高等学校に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年11月22日
- 3 事故発生場所 那覇市松尾1丁目21番44号県立那覇高等学校先県道真地泉 崎線上
- 4 損害賠償額 1,593,405円

#### 【説明】

- 1 事故の経緯・概要等
  - (1) 令和3年11月22日午後4時50分頃、県立那覇高等学校先県道真地泉崎線上において、同校に設置されていた樹木が、風にあおられて根元から県道側に倒れ、付近に停車していた相手方の車両に衝突し、当該車両の屋根等を損傷させた。
  - (2) 県は、本件事故について、県立那覇高等学校における樹木の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金の額として、相手方及び相手方に保険給付を行った保険会社に対し、総額1,593,405円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

2 写真



那覇高等学校旧正門側 から車両左側撮影

【病院事業局】

#### 【議案名】

乙第17号議案 損害賠償の額の決定について

#### 【議案提出の理由】

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、 地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の 設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

#### 【議案の概要】

- 1 平成26年に県立宮古病院で発生した医療事故に関して、患者及びその妻と訴訟上の協議を行っていたが、合意に達した。
- 2 この医療事故に対する和解のための損害賠償の額を定める。

#### 【説明】

#### 経緯

- 1 平成26年4月11日、県立宮古病院において、開頭脳腫瘍摘出術を受けた患者 の血管から出血が生じた。
- 2 その結果、患者は四肢麻痺、高次脳機能障害等の後遺障害が残った。
- 3 患者及びその妻と損害賠償について訴訟上の協議を行っていたが、沖縄県議 会の議決を得ることを条件として、損害賠償額7,000万円で合意に達した。
- 4 この医療事故に対する和解のための損害賠償の額を定める。

【総務部】

#### 【議案名】

乙第18号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

#### 【議案提出の理由】

人事委員会委員1人が令和4年9月28日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

#### 【議案の概要】

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、 地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に 関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

#### 【説明】

1 沖縄県人事委員会の役割

中立的かつ専門的な人事機関として、県職員の採用試験の実施や給与等の調査 や勧告、職員の不利益処分についての審査請求に対する審査などを主たる任務と する。

2 沖縄県人事委員会委員について(現行)

氏名	発令期間	備考
島袋 秀勝(委員長)	R01. 07. 19~R05. 07. 18	
金城 稔	H30. 09. 29∼R04. 09. 28	任期満了
比嘉 悦子	R02. 08. 01~R06. 07. 31	

- 3 委員の活動状況について(令和3年度)
  - (1) 定例会・・・・・ 35回
  - (2) 臨時会・・・・・1回
  - (3) 口頭審理・・・・・0回
  - (4) 人事委員会報告・勧告・1回
  - (5) 出張(会議・式典等)・0回
  - (6) 県議会出席・・・・・5回
    - ※ (6)については、委員3名のうち1名が対応。

【総務部】

#### 【議案名】

乙第19号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

#### 【議案提出の理由】

収用委員会委員2人及び予備委員1人が令和4年7月24日に任期満了するので、 その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る 必要がある。

#### 【議案の概要】

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

#### 【説明】

1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者(公共事業の施行者)の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

2 沖縄県収用委員会委員について(現行)

氏名	発令期間	備考
赤嶺 真也(会長)	R01. 07. 25 ~ R04. 07. 24	任期満了
野崎 聖子(会長代理)	R01. 07. 25 ~ R04. 07. 24	任期満了
古堅 豊 (会長代理)	R02. 07. 29 ~ R05. 07. 28	
平良 卓也	R03. 08. 01 ~ R06. 07. 31	
宇久 信正	R03. 08. 01 ~ R06. 07. 31	
比嘉 正茂	R03. 10. 27 $\sim$ R06. 10. 26	
髙良 祐之	R02. 07. 29 ~ R05. 07. 28	
髙橋 大地(予備委員)	R01. 07. 25 ~ R04. 07. 24	任期満了
大城 直哉(予備委員)	R03. 10. 27 ~ R06. 10. 26	

3 委員の活動状況について(令和3年度)

(1) 定例会・・・・ 12回

(4) 現地調査・・・・ 9回

(2) 臨時会・・・・ 0回

(5) その他・・・・・ 34回

(3) 公開審理・・・・ 6回

【総務部】

#### 【議案名】

乙第20号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

#### 【議案提出の理由】

公安委員会委員1人が令和4年7月24日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

#### 【議案の概要】

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、知事が議会の同意を得て、任命する。

#### 【説明】

1 沖縄県公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、委員3人により構成されており、警察を管理し、また、法律の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。

公安委員会の事務は警察の管理のほか、法令の規定に基づいて、自動車運転免 許や風俗営業に関する行政処分、銃砲刀剣類所持等の許可やその取消し、交通規 制、ストーカーに対する禁止命令等がある。

2 沖縄県公安委員会委員について(現行)

氏名	発令期間	備考
比嘉 梨香	R03. 08. 01 ~ R06. 07. 31	
知念 公男	R01. 07. 25 ~ R04. 07. 24	任期満了
阿波連 光 (委員長)	R02. 07. 29 ~ R05. 07. 28	

- 3 委員の活動状況について(令和3年度)
  - (1) 定例会・・・・36回
  - (2) 県議会出席・・・5回
  - (3) 式典参加・・・4回
  - (4) 県外出張・・・0回
  - (5) その他・・・・29回

【総務部】

#### 【議案名】

乙第21号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

#### 【議案提出の理由】

教育委員会委員1人が令和4年7月14日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

#### 【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

#### 【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が 設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会にお ける会議によって決定される。

#### 2 沖縄県教育委員会委員について (現行)

	- (>-,+)	
氏名	発令期間	備考
半嶺 満(教育長)	R04. 04. 01~R07. 03. 31	
上原 勝晴 (委員)	H30. 07. 15∼R04. 07. 14	任期満了
(教育長職務代理者)		
比嘉 佳代 (委員)	R04. 01. 01~R07. 12. 31	
小濱 守安 (委員)	R03. 01. 01~R06. 12. 31	
山里 清(委員)	H31. 04. 05∼R05. 04. 04	
藏根 美智子(委員)	R02. 01. 01~R05. 12. 31	

#### 3 委員の活動状況について(令和3年度)

<ul><li>(1) 定例会・・・・・・・・</li></ul>	•	12回
-----------------------------------	---	-----

- (2) 臨時会・・・・・・ 1回
- (3) 総合教育会議・・・・・・ 1回
- (4) 勉強会・・・・・・・ 30回
- (5) 学校等視察・・・・・・ 1回
- (6) 関係団体との意見交換・・・ 3回
- (7) 研修参加・・・・・・ 7 回
- (8) その他(式典、外部会議等)・9回

【総務部】

#### 【議案名】

乙第22号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

#### 【議案提出の理由】

公害審査会委員10人が令和4年8月8日に任期満了するほか、委員1人が辞職したので、その後任を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

#### 【議案の概要】

公害審査会委員は、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、人格が高潔で識 見の高い者のうちから、知事が、議会の同意を得て、任命する。

#### 【説明】

- 1 沖縄県公害審査会の役割
  - (1) 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと。
  - (2) 調停または仲裁で定められた義務の履行に関する勧告を行うこと。
  - (3) 調停及び仲裁を行うにあたり、関係機関の行政の長に対し、資料の提出等の協力を求めること。
  - (4) 知事に対し、所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べること。

#### 2 沖縄県公害審査会委員について (現行)

氏名	発令期間	備考
安里 英治	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
酒井 一人	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
渡嘉敷 健	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
山﨑 秀雄	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
前堂 志乃	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
赤嶺 朝子	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
釜井 景介(会長)	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
秀浦 由紀子	R1. 08. 09~R3. 06. 30	辞職
宮里 達也	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
吉田 洋史	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了
阿波連 由美子	R1. 08. 09~R4. 08. 08	任期満了

- 3 委員の活動状況について(令和元年8月~令和4年3月)
  - (1) 公害審査会 5回(うちR3年度0回)(全委員)
  - (2) 調停期日 3回(うちR3年度0回)(案件ごとに選ばれた3委員)
  - (3) 調停委員会 2回(うちR3年度0回)(案件ごとに選ばれた3委員)

# 資料3

# 令和4年度 一般会計補正予算(第1号)(案) 説明資料

1	一般会計補正予算(第1号)(案)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
2	歳入歳出総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3	歳入歳出財源内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
4	部局別総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 頁
5	補正予算事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5頁

令和4年6月 総務部財政課

## 一般会計補正予算(第1号)(案)の概要

### 1 補正予算の考え方

新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成する。

#### 2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区分	補正額	備 考
【一般会計】	22,688,225	
1 新型コロナウイルス感染症対策	18,726,926	
2 コロナ禍における「原油価格・物価 高騰等総合緊急対策」	2,878,951	
3 その他	1,082,348	

#### 歳入歳出総括

(単位:千円)

(1)歳 入

既決予算額 860,620,000 今回補正額 22,688,225

(内 訳)

 国庫
 支出
 金 18,612,324

 繰
 入金 3,696,625

 諸収入 378,576

 県賃700

改 予 算 額 883,308,225

(2)歳 出

既決予算額 860,620,000 今回補正額 22,688,225

(内 訳)

義 務 的 経 費 1,655,309 扶 助 費 1,655,309 投 資 的 費 76,304 普通建設事業費 76,304 補 76,304 助 事 業 費 そ  $\mathcal{O}$ 他の 経 費 20,956,612 物 件 費 7,522,163 補 助 等 12,935,565 積 立 金 498,884

改 予 算 額 883,308,225

## 歳入歳出財源内訳

(単位:千円)

						(単位:干円)
区	分	補正額		財 源	内 訳	
	<i>J</i> J	1111 111. 111. 111.	国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳	入)					
国 庫 支	出 金	18,612,324	18,612,324			
繰入	金	3,696,625			613,038	3,083,587
諸  収	入	378,576			378,576	
県	債	700		700		
歳入	合 計	22,688,225	18,612,324	700	991,614	3,083,587
(歳	出)					
義務的	経 費	1,655,309	1,219,267			436,042
扶	費	1,655,309	1,219,267			436,042
投資的	経 費	76,304	63,920	700		11,684
普通建設	事業費	76,304	63,920	700		11,684
補助	事 業 費	76,304	63,920	700		11,684
その他の	り経費	20,956,612	17,329,137		991,614	2,635,861
物件	: 費	7,522,163	4,517,028		458,394	2,546,741
補助	費等	12,935,565	12,313,225		533,220	89,120
積 立	金	498,884	498,884			
歳出	合 計	22,688,225	18,612,324	700	991,614	3,083,587

【参考】令和4年度末財政調整基金残高見込額 (単位:千円)

	補正前	補正による	取崩•積立	補正後
	見込額	取崩	積立	見込額
	a	b	c	d(a-b+c)
財政調整基金	12,002,065	3,083,587	0	8,918,478

# 部 局 別 総 括

【一般会計】 (単位:千円)

	部局名		部局名		既決予算額	補正額		左	の財	源内訳	
	יום	) /PJ	111		<b>以</b> 从了并识	州工钦	国庫	県	債	特財	一財
企		画		部	33,488,080	310,127	310,127				
子	ども	生活	福礼	上部	101,525,761	1,278,147	1,068,547			209,600	
保	健	医	療	部	96,506,298	18,480,481	15,149,884			378,576	2,952,021
農	林	水	産	部	52,516,712	499,369	486,985		700		11,684
商	I	労	働	部	75,265,222	99,820	66,624				33,196
文	化観	光スを	ポーシ	ン部	52,532,625	1,969,752	1,509,841			403,438	56,473
土	木	建	築	部	74,911,518	10,000	10,000				
教	育	委	員	会	169,713,300	40,529	10,316				30,213
	合	ì	計	_	860,620,000	22,688,225	18,612,324		700	991,614	3,083,587

## 一般会計補正予算(第1号) 事業

1 新型コロナウイルス感染症対策 (単位:千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	新型コロナウイ ルス感染症対策 事業 (高齢者福祉)	217, 776	介護施設・事業所等のサービス継続を支援するために要する経費 【予算】 補正前 81,348千円 → 補正後 299,124千円 【内訳】 委託料 9,600千円、補助金 200,000千円、需用費 8,176千円 【内容】 新型コロナウイルスの感染者が発生した介護施設・事業所等に対し、次の取組を行うための補正 ①サービス提供体制の継続支援等 ②感染拡大防止と継続的なサービス提供確保のための衛生資材提供	子ども生活福 祉 部
2	新型コロナウイ ルス感染症対策 事業 (障害福祉)	28, 669	障害福祉施設・事業所等のサービス継続を支援するために要する経費  【予算】 補正前 11,196千円 → 補正後 39,865千円  【内訳】 補助金 25,522千円、需用費 3,147千円  【内容】  新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉施設・事業所等に対し、次の取組を行うための補正 ①サービス提供体制の継続支援等 ②感染拡大防止と継続的なサービス提供確保のための衛生資材提供	子ども生活 福 祉 部
3	新型コロナウイ ルス感染症相談 体制強化事業	74, 030	新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの運営に要する経費  【予算】 補正前 61,094千円 → 補正後 135,124千円  【内訳】 役務費 561千円、委託料 73,469千円  【内容】 新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターを継続するための補正	保健医療部
4	新型コロナウイ ルス感染症保健 所体制強化事業	199, 886	保健所の新型コロナウイルス感染症に係る調査・対応等を行うために要する経費 【予算】 補正前 225,916千円 → 補正後 425,802千円 【内訳】 旅費 480千円、需用費 2,646千円、役務費 19,515千円 委託料 173,066千円、使用料 2,562千円、負担金 1,617千円 【内容】 感染拡大を受け、保健所の疫学調査等の体制を強化するための補正	保健医療部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	新型コロナウイ ルス感染患者入 院医療費事業	443, 032	<ul> <li>感染症法に基づく入院医療費の公費負担に要する経費</li> <li>【予算】 補正前 217,503千円 → 補正後 660,535千円</li> <li>【内訳】 委託料 352千円、扶助費 442,680千円</li> <li>【内容】 感染症法に基づき保健所が入院を勧告した新型コロナウイルス感染症入院患者に係る医療費の公費負担を継続するための補正</li> </ul>	保健医療部
6	新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業	8, 998, 317	新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れのため、医療機関が空床とした病床に対する支援に要する経費 【予算】 補正前 7,512,087千円 → 補正後 16,510,404千円 【内訳】 補助金 8,998,317千円 【内容】 感染状況を踏まえ、医療機関による病床確保の支援を継続して実施するための補正	保健医療部
7	新型コロナウイ ルス感染症医療 機関協力金交付 事業	957, 472	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関等に対する協力金の交付に要する経費 【予算】 補正前 1,269,506千円 → 補正後 2,226,978千円 【内訳】 報償費 957,472千円 【内容】 患者受入れを行った医療機関等に対する協力金を継続して支給するための補正	保健医療部
8	新型コロナウイ ルス感染症自宅 療養支援事業	315, 108	新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養支援に要する経費 【予算】 補正前 112,589千円 → 補正後 427,697千円 【内訳】 報償費 48,327千円、旅費 1,709千円、需用費 420千円 役務費 14,840千円、委託料 223,992千円、使用料 25,820千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する配食や健康管理など、支援体制を継続するための補正	保健医療部
9	新型コロナウイ ルス感染症医療 従事者向け宿泊 施設確保事業	25, 971	新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者に対する宿泊費支援に要する経費  【予算】 補正前 51,942千円 → 補正後 77,913千円  【内訳】 補助金 25,971千円  【内容】  新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者の宿泊費補助を継続するための補正	保健医療部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
10	新型コロナウイルス感染症医療チーム等派遣支援事業	80, 677	患者搬送コーディネーターの配置やDMAT・DPAT等の医療チーム派遣に要する経費  【予算】 補正前 88,723千円 → 補正後 169,400千円  【内訳】 報償費 8,691千円、旅費 1,106千円、負担金 70,880千円  【内容】 新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送調整や派遣医師等の確保を継続するための補正	保健医療部
11	新型コロナウイルス感染症PC R検査強化事業	2, 357, 548	エッセンシャルワーカー等に対するPCR検査実施等に要する経費 【予算】 補正前 1,641,778千円 → 補正後 3,999,326千円 【内訳】 需用費 303,471千円、委託料 2,054,077千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、エッセンシャルワーカー に対する定期PCR検査及び希望者向けPCR検査等を継続して実施 するための補正	保健医療部
12	新型コロナウイ ルス感染症検査 体制確保事業	2, 536, 192	新型コロナウイルス感染症の検査体制の確保に要する経費 【予算】 補正前 940,181千円 → 補正後 3,476,373千円 【内訳】 委託料 1,885,449千円、扶助費 650,743千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行政検査及び保険診療検査の公費負担分を継続するための補正	保健医療部
13	ワクチン・検査 パッケージ等活 用促進事業	2, 474, 149	ワクチン・検査パッケージ及び一般無料検査におけるPCR検査等の実施に要する経費  【予算】 補正前 0千円 → 補正後 2,474,149千円  【内訳】 委託料 2,474,149千円  【内容】 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者や、感染に不安を感じる者に対する検査及び飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするための検査を継続するための補正	保健医療部
14	新型コロナウイ ルスワクチン接 種体制確保事業	18, 099	新型コロナウイルスワクチン接種体制の継続に要する経費 【予算】 補正前 34,318千円 → 補正後 52,417千円 【内訳】 委託料 18,099千円 【内容】 新型コロナウイルスワクチン接種に係る専門的な相談窓口運営等を継続するための補正	保健医療部

	2 コロナ禍	における	「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」	単位:千円)
番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	沖縄県公共交通 安全・安心確保 支援事業	310, 127	公共交通事業者の運行継続を支援するために要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 310,127千円 【内訳】 補助金 304,046千円、委託料 6,081千円 【内容】 コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた公共交通事業者に対して、燃料の使用量に応じた高騰分に対する補助金を給付し、運行継続を支援するための補正	企 画 部
2	新型コロナウイ ルス感染症生活 困窮者自立支援 金支給事業	72, 384	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する経費  【予算】 補正前 177,995千円 → 補正後 250,379千円  【内訳】 旅費 74千円、需用費 258千円、役務費 438千円、委託料 5,500千円 使用料 110千円、扶助費 66,004千円  【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収等により、生活に困窮している世帯に対する給付金の申請期限が令和4年8月末まで延長されたこと等に伴う補正	子ども生活福 祉 部
3	ひとり親世帯生 活支援特別給付 金事業	486, 594	低所得のひとり親世帯に対する特別給付金の支給に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 486,594千円 【内訳】 委託料 10,000千円、補助金 4,744千円、扶助費 471,850千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、低所得のひとり親世帯の収入の減少等に対する給付金を支給するための補正	子ども生活 福 祉 部
4	酪農生産基盤維 持緊急支援事業	42, 500	持続的な酪農生産基盤の維持に要する経費  【予算】 補正前 0千円 → 補正後 42,500千円  【内訳】 補助金 42,500千円  【内容】 コロナ禍において、飼料費の高騰により経営状況が悪化した酪農家に対し、優良乳用種の導入等を支援し足腰の強い酪農経営へ転換を図るための補正	農林水産部
5	飼料価格高騰緊 急対策事業(配 合飼料)	49, 425	配合飼料価格安定制度の生産者積立金の補助に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 49,425千円 【内訳】 補助金 49,425千円 【内容】	農林水産部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
6	粗飼料価格高騰緊急対策事業	144, 115	畜産農家の粗飼料購入経費の補助に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 144,115千円 【内訳】 旅費 207千円、補助金 143,908千円 【内容】 海上輸送運賃の高騰及び円安等の原因により、輸入粗飼料価格が高騰し畜産経営を圧迫しているため、乾牧草及び稲わらの購入経費を補助することで、畜産経営の維持を図るための補正	農林水産部
7	燃油費緊急支援事業	187, 025	漁業に利用される燃油費の補助に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 187,025千円 【内訳】 補助金 187,025千円 【内容】 【内容】  新型コロナウィルス感染症拡大の影響による漁業利益の減少や、原油価格の高騰等により漁業者の経営状況は厳しさを増していることから、漁業団体等に対し漁業に利用される燃油費の一部を補助することで漁業経営への影響を緩和するための補正	農林水産部
8	県単融資事業費	10, 464	原油・原材料費の高騰によって影響を受ける事業者に対する資金繰り支援に要する経費  【予算】  補正前 62,304,308千円 → 補正後 62,314,772千円  【内訳】  補助金 10,464千円  【内容】  県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」利用者のうち、原油・原材料等の高騰を原因として融資を受ける者について、当該融資に係る信用保証料の補助を行うための補正	商工労働部
9	新型コロナウイ ルス感染症対応 中小企業事業資 金調達支援基金	26, 160	原油・原材料費の高騰によって影響を受ける事業者の資金調達支援のための基金に要する経費  【予算】  補正前 13千円 → 補正後 26,173千円  【内訳】  積立金 26,160千円  【内容】  県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」利用者のうち、原油・原材料等の高騰を原因として融資を受ける者について、当該融資に係る信用保証料の補助相当額を積み立てるための補正	商工労働部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
10	中小企業原油価格・物価高騰対 応支援事業	30, 000	BCP策定に関連した設備投資等導入費用の助成に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 30,000千円 【内訳】 補助金 30,000千円 【内容】	商工労働部
11	観光事業者事業継続・経営改善サポート事業	1, 478, 000	観光事業者に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う事業継続・経営支援を行うために要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 1,478,000千円 【内訳】 補助金 1,394,000千円、委託料 84,000千円 【内容】 事業計画を策定し、事業継続・経営改善に取り組む赤字法人の観光事業者に補助するとともに、貸切バスの利用促進及びレンタカー事業者への支援を行うための補正	文 化 観 光スポーツ部
12	ウクライナ避難 民受入支援事業	31, 841	ロシアの軍事侵攻により国外への避難を余儀なくされているウクライナ避難民の方々を県内で受け入れ、支援するために要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 31,841千円 【内訳】 委託料 7,809千円、扶助費 24,032千円 【内容】 相談窓口を開設し、一時滞在先の手配や行政手続きなど、避難民が県内で生活するための様々な相談支援を実施するほか、生活費、医療費等を支援するための補正	文 化 観 光スポーツ部
13	学校給食事業費	10, 316	県立学校給食における食材費(物価高騰分)の補助に要する経費 【予算】 補正前 417千円 → 補正後 10,733千円 【内訳】 補助金 10,316千円 【内容】 県立学校においてこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が提供されるよう、給食費の物価高騰分に対する支援を行うための補正	教育委員会

3 その他 (単位:千円)

T	3 その他			単位:千円)
番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	安心こども基金 事業(子育て支 援課)	472, 724	国の子育て支援対策臨時特例交付金等を原資とし、待機児童の解消等のための事業に要する経費  【予算】 補正前 20,145千円 → 補正後 492,869千円  【内訳】 積立金 472,724千円  【内容】 国の令和3年度補正予算に計上された「子育て支援対策臨時特例交付金(新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援)」に係る各種事業の実施に必要な額について、沖縄県安心こども基金へ積み立てるための補正	子ども生活 福 祉 部
2	農業基盤整備促 進事業(補助金 事業)	76, 304	地域の実情に応じた農地農業用施設の整備による生産効率の向上、 農業競争力の強化に要する経費  【予算】 補正前 1,192,428千円 → 補正後 1,268,732千円  【内訳】 補助金 76,304千円  【内容】  伊江村における令和4年度沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の国からの割当内示に伴い、排水施設等の整備費を補助するための補正	農林水産部
3	沖縄県雇用継続 助成金事業	33, 196	沖縄県雇用継続助成金(雇用調整助成金への上乗せ助成金)に要する経費  【予算】 補正前 0千円 → 補正後 33,196千円  【内訳】 補助金 33,196千円  【内容】 事業主の負担軽減や雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金の特例措置が延長されたことに伴う補正	商工労働部
4	沖縄観光貢献度 可視化事業	42, 713	沖縄観光の県民経済・生活に対する貢献度をPRするために要する経費  【予算】 補正前 0千円 → 補正後 42,713千円  【内訳】 委託料 42,713千円  【内容】 沖縄観光の貢献度や寄与度、職場環境などを調査し、それらを県民目線で整理した上で、県内紙等を活用し県民へ明らかにすることで、観光に関するイメージ向上を図るための補正	文 化 観 光 スポーツ部
5	マリンレジャー事故防止調査対策事業	20, 647	観光客のマリンレジャー事故防止の取組に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 20,647千円 【内訳】 委託料 20,274千円、旅費 373千円 【内容】 観光客等が水難事故に遭いやすい危険スポットを調査し、ポータルサイト等を構築して具体的な事故防止策を観光客へ周知する等の取組を行うための補正	文 化 観 光 スポーツ部

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
6	観光2次交通等 利便性向上体制 構築事業	340, 078	観光客等に対し、二次交通利用の促進を図るために要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 340,078千円 【内訳】 委託料 6,858千円、補助金 333,220千円 【内容】 空港、バスターミナル、ホテル、観光施設等の主な観光ルートを結ぶ交通企画券を、観光客等県外からの渡航者に対して販売した際の割引額を補助するための補正	文 化 観 光 スポーツ部
	FIBAバスケット ボールワールド カップ2023推進 事業	56, 473	FIBAバスケットボールワールドカップ2023の開催に向けた各種プロモーション等に要する経費  【予算】 補正前 0千円 → 補正後 56,473千円  【内訳】 負担金 50,083千円、旅費 6,042千円、需用費 273千円 使用料 75千円  【内容】 日本組織委員会が実施する、大会に向けた機運醸成等の取組を支援するための補正	文 化 観 光 スポーツ部
8	離島空港民間活 力導入可能性調 査事業	10, 000	離島空港における民間活力導入可能性調査に要する経費 【予算】 補正前 0千円 → 補正後 10,000千円 【内訳】 委託料 10,000千円 【内容】 与那国空港における再生可能エネルギー導入及び空港ターミナルビル等の運営に関する民間活力導入可能性調査を実施するための補正	土木建築部
9	修学旅行中止に 伴うキャンセル 料支援事業	5, 841	新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期に伴う保護者の経済的負担軽減を図るため、キャンセル料相当額の支援に要する経費  【予算】  補正前 0千円 → 補正後 5,841千円  【内訳】  補助金 5,841千円  【内容】  新型コロナウイルス感染症の影響による県立学校修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等を支援するための補正	教育委員会
10	県立学校イン ターネット推進 事業	24, 372	県立学校のインターネット接続及びネットワーク整備に要する経費 【予算】 補正前 14,159千円 → 補正後 38,531千円 【内訳】 役務費 24,372千円 【内容】 県立学校インターネット回線の増強を行い、円滑なネットワーク環境の構築を図るための補正	教育委員会